

3 新計画の3つの柱

府内の汚水処理事業における課題や法改正の動向などを踏まえ、新計画の3つの基本方針を計画の柱として掲げます。

I. 汚水処理事業の持続・成長（持続可能な事業運営）

持続可能な事業運営体制を構築し、汚水処理事業の持続・成長を目指します

広域化・共同化の取組として、下水道と集落排水施設との統合などのハード連携による将来的な施設更新費や人件費の削減、担当職員の減少下において、事務の共同化などのソフト連携による人員体制の確保を図ります。その他、創エネ・省エネ等による脱炭素化の推進や効率的な改築更新、経営状況の見える化により、事業の持続・成長を目指します。



II. 快適な生活環境と水環境の向上（未普及解消、公共用水域の水質保全）

令和8年度の概成に向け、汚水処理施設の整備を加速化させるとともに、適正な水質管理及び接続率の向上により水環境の保全を図ります

汚水処理施設の早期未普及解消に向けて、国の交付金活用による市町村の下水道や公共浄化槽の早期整備の促進により、重点化期間である令和8年度までの概成を目指します。また、水環境保全と汚水処理施設の経営安定のため、未接続人口の解消を図ります。



III. 安心・安全の確保（災害対策）

気候変動を踏まえた浸水対策や地震対策等をハード・ソフト両面から推進し、安心・安全なまちづくりを目指します

内水被害の防止・軽減を目的とする浸水対策や、大規模地震時や豪雨時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための対策について、具体的な目標を掲げ、確実な取組を促進します。



課題

| |
|-----------------------|
| 執行体制の脆弱化(ヒト) |
| 施設の老朽化(モノ) |
| 厳しい財政状況(カネ) |
| 汚泥処理・処分 |
| 残された未普及解消 |
| 公共用水域の水質保全 |
| 気候変動等による 大規模災害への対応 |

国の動向・法改正

| |
|--------------------|
| 広域化・共同化計画の 策定要請 |
| 下水道法改正 |
| 浄化槽法改正 |
| 水防法改正 |
| 脱炭素化の動き |

新計画の3つの柱

汚水処理事業の持続・成長 (持続可能な事業運営)

持続可能な事業運営体制を構築

- 広域化・共同化の推進
- 創エネ・省エネ等による脱炭素化の推進
- 効率的な改築更新
- 経営状況の明確化、見える化

快適な生活環境と水環境の向上 (未普及解消、公共用水域の水質保全)

令和8年度の概成に向け、汚水処理施設の整備を加速化

- 汚水処理施設の早期未普及解消
- 水環境への理解の促進

安心・安全の確保 (災害対策)

気候変動を踏まえ浸水対策や地震対策をハード・ソフト両面から推進

- 内水被害の軽減のための浸水対策の推進
- 大規模地震等への対応の推進

参考 SDGsについて

SDGs (エスディーゼイズ) は、「誰一人残さない」を合言葉に、持続可能な社会の実現を国際社会全体で目指す 17 の普遍的なゴール (目標) と 169 のターゲット (達成基準) であり、実現に向けて各国政府だけでなく、地方自治体や企業等の全体的な取組みが求められています。SDGs は、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略称で、2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットで採択された国際目標です。

6 安全な水とトイレ
を世界中に



目標 6 すべての人々に水と衛生への
アクセスを確保する

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



目標 9 レジリエントなインフラを整
備し、持続可能な産業化を推進す
るとともに、イノベーションの拡大を
図る

13 気候変動に
具体的な対策を



目標 13 気候変動とその影響に立
ち向かうため、緊急対策を取る

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



目標 7 手ごろで信頼でき、持続
可能かつ近代的なエネルギー
へのアクセスを確保する

11 住み続けられる
まちづくりを



目標 11 都市を包摂的、安全、
レジリエントかつ持続可能にする

14 海の豊かさを
守ろう



目標 14 海洋と海洋資源を保
全し、持続可能な形で利用する

新計画は、前述の3つの基本方針と基本方針達成に向けた8つの施策で構成します。

| 基本方針 | 施策と取組 |
|---|--|
| <p>基本方針Ⅰ</p> <p>汚水処理事業の持続・成長 (持続可能な事業運営)</p> <p>ビジョン</p> <p>持続可能な事業運営体制を構築し、汚水処理事業の持続・成長を目指します</p> | <p>Ⅰ－１ 広域化・共同化の推進</p> <p>広域化・共同化計画の策定・実施</p> <p>Ⅰ－２ 創エネ・省エネ等による脱炭素化の推進</p> <p>下水汚泥等の有効利用の推進</p> <p>下水処理場の創エネ・省エネ対策の推進</p> <p>下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化の推進</p> <p>Ⅰ－３ 効率的な改築更新の実施</p> <p>ストックマネジメント計画の策定及び見直しの促進</p> <p>Ⅰ－４ 経営状況の明確化、見える化</p> <p>公営企業会計への移行の促進</p> <p>経営戦略の策定及び改定の促進</p> |
| <p>基本方針Ⅱ</p> <p>快適な生活環境と水環境の向上 (未普及解消、公共用水域の水質保全)</p> <p>ビジョン</p> <p>令和8年度の概成に向け、汚水処理施設の整備を加速化させるとともに、適正な水質管理及び接続率の向上により水環境の保全を図ります</p> | <p>Ⅱ－１ 汚水処理施設の早期未普及解消</p> <p>市町村における整備手法の見直し</p> <p>個別処理区域における共同浄化槽の導入促進</p> <p>Ⅱ－２ 水環境への理解の促進</p> <p>集合処理区域の接続及び個別処理区域の浄化槽整備の促進</p> <p>浄化槽の法定検査受検率向上の取組の継続実施</p> <p>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進</p> |
| <p>基本方針Ⅲ</p> <p>安心・安全の確保 (災害対策)</p> <p>ビジョン</p> <p>気候変動を踏まえた浸水対策や地震対策をハード・ソフト両面から推進し、安心・安全なまちづくりを目指します</p> | <p>Ⅲ－１ 内水被害の軽減のための浸水対策の推進</p> <p>雨水管、雨水貯留施設等のハード整備の推進</p> <p>内水ハザードマップの公表の促進</p> <p>Ⅲ－２ 大規模地震等への対応の推進</p> <p>下水道施設の耐震化・耐水化の推進</p> <p>下水道BCPの定期的、継続的な見直しの促進</p> |

基本方針 I：汚水処理事業の持続・成長 (持続可能な事業運営)

<ビジョン>

持続可能な事業運営体制を構築し、汚水処理事業の持続・成長を目指します

<施策>

- I-1. 広域化・共同化計画の推進
- I-2. 創エネ・省エネ等による脱炭素化の推進
- I-3. 効率的な改築更新の実施
- I-4. 経営状況の明確化、見える化

I-1. 広域化・共同化計画の推進

<取組方針>

- ・ 処理施設の統合等の広域化により、改築費・維持管理費を削減し、事業運営の効率化を推進します。
- ・ 事務や人材育成、災害時対応の自治体間連携による共同化を推進し、効率的な運営管理体制の構築を目指します。

| 目標指標 | 短期 R9 年度末 | 中期 R14 年度末 | 長期 R24 年度末 |
|------|----------------------------------|---------------|---------------|
| | 統合処理施設数 (箇所) ※R2 年度末を基準とする | 8 | 9 |

表 9 広域化・共同化による統合処理施設数一覧（R2 年度末以降）

| 分類 | 整理 番号 | 連携内容 | 関連市町村等 | 短期 (R9) | 中期 (R14) | 長期 (R24) | 備考 |
|-------------------|----------|------------------|----------|------------|-------------|-------------|------|
| 行政界を 超えた 取組 | 1 | 流域下水道へのし尿受入 | 京都府、宮津市 | ○ | | | |
| | 2 | 流域下水道への公共下水道編入 | 京都府、府内市町 | | | | 実施未定 |
| | 3 | 汚泥処理の共同化 | 北部の一部市町 | | | | 実施未定 |
| 市町内の 取組 | 4 | 農業集落排水施設の下水道への接続 | 京都市 | ○ | | | |
| | 5 | 農業集落排水施設の下水道への接続 | 京丹後市 | ○ | | | |
| | 6 | 農業集落排水施設の下水道への接続 | 福知山市 | ○ | | | |
| | 7 | 農業集落排水施設の下水道への接続 | 南丹市 | ○ | | | |
| | 8 | 農業集落排水施設の下水道への接続 | 南丹市 | | | ○ | |
| | 9 | 特環施設の下水道への接続 | 南丹市 | | | ○ | |
| | 10 | 農業集落排水施設の下水道への接続 | 亀岡市 | ○ | | | |
| | 11 | 農業集落排水施設の下水道への接続 | 亀岡市 | | | ○ | |
| | 12 | 農業集落排水施設の下水道への接続 | 舞鶴市 | ○ | | | |
| | 13 | 特環施設の下水道への接続 | 亀岡市 | | ○ | | |
| | 14 | 汚泥処理の共同化・資源化 | 福知山市 | ○ | | | |
| 統合処理施設数（箇所） | | | | 8 | 1 | 3 | |

(1) 広域化・共同化計画の策定・実施

人口減少に伴う使用料収入の減少や職員数の減少による執行体制の脆弱化など、汚水処理事業をとりまく環境は一層厳しさを増し、加えて既存ストックの大量更新など多くの課題を解決する必要に迫られています。広域化・共同化施策は、これらの課題を解決する抜本的手段の一つです。汚水処理事業の持続性を確保するため、広域化・共同化を一層図っていくことが期待されています。

総務省、農林水産省、国土交通省、環境省の4省連名の要請に基づき、本計画の一部を「広域化・共同化計画」として位置づけ、国による有利な財政支援を受けつつ、広域化・共同化を進めることで、より一層の効率化を図る必要があります。

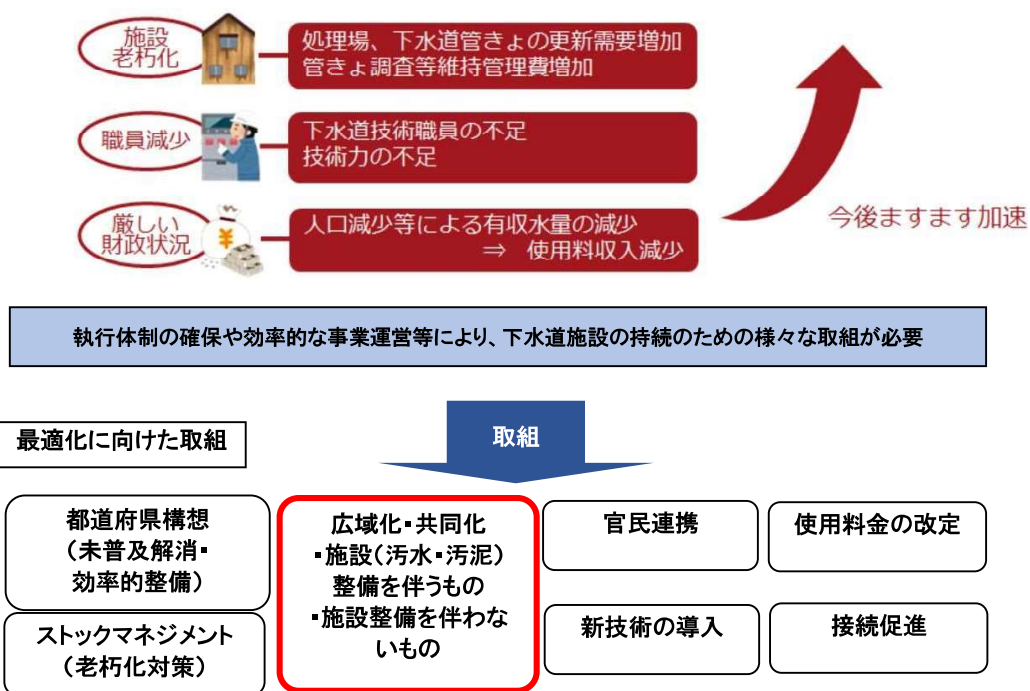


図 22 広域化・共同化の必要性イメージ

(2) 検討体制

京都府では、平成 30 年度に府内全市町村を対象とした広域化・共同化について、検討体制を構築し、令和元年から 3 年度にかけて、京都府を北部・中部・南部の 3 つに分けたブロック会議での、勉強会や会議により、自治体が抱える課題やニーズを抽出し、広域化・共同化メニューの検討を行いました。



図 23 ブロック割分割図

(3) 現状と課題

持続可能な事業運営に向けた府内の污水処理事業の現状と課題は、以下のとおりです。

- 「ヒト」:
(現状) 污水処理施設の整備がピークを過ぎた自治体において、事業量と同調し、関係職員数が減少傾向
(課題) 職員不足や技術継承不足等の執行体制の脆弱化
- 「モノ」:
(現状) 耐用年数 (50 年) を過ぎた下水道管渠が 20 年後には 5 倍になる見込み
(課題) 管渠・処理場のストックの増大や老朽化に伴う、適正な維持管理・更新
- 「カネ」:
(現状) 小規模な市町村ほど、使用料による経費回収率が低い傾向がある
(課題) 人口減少に伴う、料金収入の減少等による経営状況の悪化

(4) 広域化・共同化の取組状況および今後の方向性

【ハード連携の取組状況】

- 京都府の流域下水道は、南部に3箇所、北部に1箇所あります。北部については、宮津湾流域下水道、南部については、桂川右岸流域下水道、木津川流域下水道、木津川上流流域下水道により、地形的に統合が有利になる地域は、流域下水道でカバーしている状況であり、木津川流域下水道への旧山城町地区の編入も実施しました。また、中部についても、南丹市が市町村合併するまでは、桂川中流流域下水道を展開していました。
- 中山間部が多く、地形的に流域下水道が困難な中丹・南丹地域においては、各自治体内において、農業集落排水施設の下水道接続等のハード統合が順次実施されています。
- このように京都府内の汚水処理については、一定の広域的な汚水処理の取組が進んでいる状況です。



【ハード連携の今後の方向性】

- 短期的には、引き続き、各自治体内における農業集落排水施設の下水道接続等のハード統合を推進し、事業の最適化を図ります。
- 中長期的な視点では、人口減少による汚水量および汚泥量の減少等を踏まえた汚水・汚泥処理の広域化・共同化が考えられるところであり、必要に応じて、府内市町村と検討を進めます。

【ソフト連携の取組状況】

- 府内各地域で一部事務組合を組織し、浄化槽汚泥等のし尿処理の運営管理が行われています。
- 府内全体の取組としては、災害時対応の共同化として、令和3年3月31日に公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会等との一括協定を締結しています。
- このように京都府内において、維持管理の共同化による効率化や府全体としての災害対応の連携強化を推進している状況です。



【ソフト連携の今後の方向性】

- 災害時対応の共同化の更なる連携に加え、府内市町村の課題を踏まえた維持管理の共同化、人材育成の共同化等について検討を進めます。
- 検討に際しては、AIなどのデジタル技術の活用など、DXの推進により、更なる業務の効率化や維持管理費の抑制を図ることも検討します。

(5) 広域化・共同化メニュー

府内市町村へのアンケート調査及び各ブロックでの勉強会や会議により、課題を抽出し、広域化・共同化メニューを選定しました。

表 10 広域化・共同化メニュー一覧

| テーマ | 広域化・共同化メニュー | 対象ブロック | ハード/ソフト |
|-----------|-----------------|--------|---------|
| 処理施設の統合 | 流域下水道へのし尿受入 | 北部 | ハード |
| | 流域下水道への公共下水道編入 | 南部 | ハード |
| | 農集排等の下水道接続 | 各自治体内 | ハード |
| 汚泥処理の共同化 | 汚泥集約処理・資源化 | 北・中・南 | ハード |
| 維持管理の共同化 | 雨天時浸入水対策の共同化 | 南部 | ソフト |
| | 管路維持管理の共同化 | 全体 | ソフト |
| 事務の共同化 | 窓口業務委託業者の共同選定 | 北・中・南 | ソフト |
| | 上下水道施設の電力調達合同入札 | 北・中・南 | ソフト |
| 災害時対応の共同化 | 緊急時汚泥相互受入体制の構築 | 全体 | ソフト |
| | 緊急時支援体制の構築 | 全体 | ソフト |
| 人材育成の共同化 | 技術研修会等の共同開催 | 全体 | ソフト |
| | 専門職の情報共有 | 全体 | ソフト |
| | 下水道連絡調整会議等の定期開催 | 全体 | ソフト |

(6) 事業実施スケジュール

今回、広域化・共同化計画として、ハード連携は、14 項目（行政界を跨ぐ取組が3 項目、自治体内の取組が11 項目）、ソフト連携は、9 項目を位置づけます。

今後も各取組の進捗状況を全体会議等で確認し、取組の実現に向けた議論や検討を進め、適宜、計画の見直しを行います。

表 11 広域化・共同化のハード連携一覧

| 分類 | 整理番号 | 連携内容 | 市町等（連携に関わる施設名等） | 取組状況 | 短期 | | | | 長期 |
|-----------|------|-------------------|-----------------|------|---------------------------------|------------------|------|------|-----------------------|
| | | | | | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 行政界を超えた取組 | 1 | 流域下水道へのし尿受入 | 京都府 宮津市 | ○ | 実施設計 | 工事（R9.10月供用開始予定） | 供用開始 | | |
| | 2 | 流域下水道への公共下水道編入 | 京都府、府内市町 | △ | | | | | 事業計画等変更、実施設計、工事、供用開始※ |
| | 3 | 汚泥処理の共同化 | 府内の下水道処理場を有する市町 | △ | | | | | 事業計画等変更、実施設計、工事、供用開始※ |
| 市内の取組 | 4 | 農業集落排水施設の下水道接続 | 京都市 | ○ | 接続工事（農業集落排水側）、事業計画変更申出 | 事業統合 | | | |
| | 5 | 農業集落排水施設の下水道接続 | 京丹後市 | ○ | 工事 | 供用開始 | | | |
| | 6 | 農業集落排水施設の下水道接続 | 福知山市 | ○ | 供用開始 | | | | |
| | 7 | 農業集落排水施設の下水道接続 | 南丹市 | ○ | 供用開始 | | | | |
| | 8 | 農業集落排水施設の下水道接続 | 南丹市 | ○ | 統合に向けた検討、関係機関との調整等、事業計画に向けた詳細検討 | | | | 事業計画等変更、実施設計、工事、供用開始※ |
| | 9 | 特環施設の下水道接続 | 南丹市 | ○ | 統合に向けた検討、関係機関との調整等、事業計画に向けた詳細検討 | | | | 事業計画等変更、実施設計、工事、供用開始※ |
| | 10 | 農業集落排水施設の下水道接続 | 亀岡市 | ○ | 実施設計 | 工事 | 供用開始 | | |
| | 11 | 農業集落排水施設の下水道接続 | 亀岡市 | ○ | | | | | 事業計画等変更、実施設計、工事、供用開始 |
| | 12 | 農業集落排水施設の下水道接続 | 舞鶴市 | ○ | 実施設計 | 工事（管路・設備撤去） | 供用開始 | | |
| | 13 | 特定環境保全本共下水道の下水道接続 | 亀岡市 | ○ | 事業計画等の変更 | 実施設計 | 工事 | 供用開始 | |
| | 14 | 汚泥処理の共同化・資源化 | 福知山市 | ○ | 工事 | 工事 | 工事 | 供用開始 | |
| | | | 農業集落排水施設 2 1 施設 | | | | | | |

下線：適宜、多様なPPP/PFIの活用に関する事項を検討
 ○：実施中あるいは実施することが決定しているメニュー、△：実施についてこれから検討を進めるメニュー
 ※現段階では未定（短期の取組状況による）

※各広域化・共同化メニューについては、参考資料を参照

表 12 広域化・共同化のソフト連携一覧

| 分類 | 整理番号 | 連携内容 | 市町等（連携に関わる施設名等） | 取組状況 | 取組時期 | | | |
|-----------|------|-----------------|------------------------------------|------|---|---------------|---------------|-----------------------|
| | | | | | 短期 （～5年間） | 中期 （～10年間） | 長期 （～20年間） | |
| 維持管理の共同化 | 1 | 雨天時浸水対策の共同化 | 京都府 洛南浄化センター | ○ | 勉強会の継続開催、共同発注等による対策実施に向けた調整等、対策実施（時期未定） | 継続実施 | 継続実施 | |
| | | | 京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町 | | | | | |
| 事務の共同化 | 2 | 管路維持管理の共同化 | 府内下水道事業実施自治体 | △ | 勉強会開催、共同発注に向けた調整等 | 共同発注の実施（時期未定） | 継続実施 | |
| | 3 | 窓口業務委託業者の共同選定 | 北部 | ○ | ・窓口業務委託業者の共同選定（令和2年度から4年間 契約は各市） ・令和6年度から共同選定する市町を拡大予定 | 未定 | 未定 | |
| | | | 中・南部 | | | | | 北部事例を参考に水平展開を模索（時期未定） |
| | 4 | 上下水道施設の電力調達合同入札 | 北部 | ○ | 電力調達の合同入札 | 継続実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| | | | 中南部 | | | | | |
| 災害時対応の共同化 | 5 | 緊急時汚泥相互受入体制の構築 | 府内下水道事業実施自治体 （下水処理場保有自治体） | △ | 実施に向けた協議調整等（時期未定） | 継続実施 | 継続実施 | |
| | 6 | 緊急時支援体制の構築 | 府内下水道事業実施自治体 | △ | 実施に向けた協議調整等（時期未定） | 継続実施 | 継続実施 | |
| | 7 | 技術研修会等の共同開催 | 府内下水道事業実施自治体 | △ | 実施に向けた協議調整等（時期未定） | 継続実施 | 継続実施 | |
| 人材育成の共同化 | 8 | 専門職の情報共有 | 府内下水道事業実施自治体 | △ | 実施に向けた協議調整等（時期未定） | 継続実施 | 継続実施 | |
| | 9 | 下水道連絡調整会議等の定期開催 | 府内下水道事業実施自治体 | △ | 実施に向けた協議調整等（時期未定） | 継続実施 | 継続実施 | |
| | | | | | 下線：適宜、多様なPPP/PFIの活用に関する事項を検討 | | | |
| | | | | | ○：実施中あるいは実施することが決定しているメニュー、△：実施についてこれから検討を進めるメニュー | | | |

※各広域化・共同化メニューについては、参考資料を参照